

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第89号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

～ 桑名駅西土地区画整理審議会のご案内 ～

第 25 回桑名駅西土地区画整理審議会を開催します。

日 時：平成30年2月13日（火） 午前9時30分～

場 所：桑名駅周辺整備事務所

傍聴できる方は「桑名駅西土地区画整理事業区域内に、宅地を所有する者、宅地について借地権を有する者、これらの親族で同居している者」になります。審議会開会 10 分前までに受付を行ってください。傍聴希望者が 10 名を超える時は抽選により傍聴人を決定させていただきます。

～ 中断移転住宅の建設に 12 月より着手しました～



中断移転住宅

構 造：軽量鉄骨造 2階建

間 取：3LDK（5戸）

2LDK（5戸）

施 工 者：大和リース株式会社

完成予定：平成 30 年 3 月

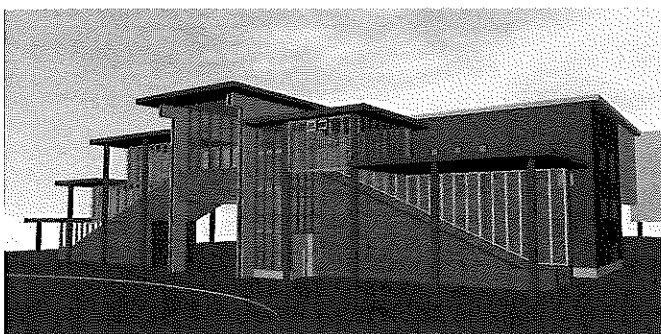
本事業の移転対象者の方々に、それぞれの仮換地が整備されるまでの間、一時的に仮住まいしていただくため、中断移転住宅の建設に着手しました。

当中断移転住宅は使用貸借契約により、民間事業者より桑名市が使用貸借します。今後、皆様と補償交渉を行い、仮住まいしていただく予定をしています。

《桑名駅自由通路整備事業》

桑名駅自由通路整備事業の進捗に合わせてイメージ図ができましたので掲載いたします。

【東側昇降部】



【西側昇降部】



※イメージ図のため、今後変更になる可能性があります。

桑名駅周辺整備事務所からのお知らせ

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

（問い合わせ先：桑名県税事務所 ☎（0594）24-3614）

■住所変更には該当敷地地番証明が必要です

駅西事業区域内で建物新築に伴い住所変更をされる方は、桑名市役所 戸籍・住民登録課 又は サンファールにあるサテライトオフィス窓口に、該当敷地地番証明（コピー可）を提示し申し出てください。

該当敷地地番証明は、桑名駅周辺整備事務所が発行しています。（認印が必要です。）

（例）住所変更後：桑名市大字〇〇 □□□番地（〇〇街区〇〇）という表示になります。

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に土地の権利について変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要です。該当する方は事務所までお問い合わせください。（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きをお考えの方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

事業に関するお問い合わせ等がありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

〒511-0811

三重県桑名市大字東方 288 番地 1

桑名駅周辺整備事務所 区画整理補償課

市街地整備課

計画・補償係

管理係

E-mail: kukakuseirim@city.kuwana.lg.jp

まちづくり整備係

工務係

E-mail: shigaichim@city.kuwana.lg.jp

TEL : 0594-24-1439

TEL : 0594-41-4401

TEL : 0594-24-1196

TEL : 0594-24-1368

FAX : 0594-24-6338